

—都税についてのお知らせ—

～都内に住所等を有しない方へ～

納税管理人制度をご存知ですか？



納税義務者が都内（固定資産税・都市計画税は特別区内）に住所等を有しない場合においては、納税に関する一切の事項を処理させるために納税管理人を定めなければなりません。海外への転勤などにより、長期不在となる場合も含まれます。

納税管理人を定めた場合には、資産の所在地を所管する都税事務所・支庁に納税管理人申告書を提出してください。なお、eLTAX（エルタックス）での提出も可能です。eLTAXの利用手続については、eLTAX ホームページをご確認ください。

その他、詳しくは、資産の所在地を所管する都税事務所・支庁にお問い合わせください。

なお、東京 23 区以外に所在する不動産に関する
固定資産税・都市計画税については、各市町村にお問い合わせください。



主税局 HP